第１０６号議案

　　品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年９月１８日

　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

　品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成１４年品川区条例第１９号）の一部を次のように改正する。

　第３条第３項第１号を削り、同項第２号中「３００円」を「４３４円」に改め、同号を同項第１号とし、同項第３号中「特定経験年数学校医等」を「経験年数が１０年以上１６年未満の学校医および学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）」に改め、同号を同項第２号とし、同項中第４号を第３号とし、第５号を第４号とし、第６号を第５号とし、同条第４項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

　第１１条第２項第２号中「８万１，２９０円」を「８万５，４９０円」に改め、同項第４号中「４万６００円」を「４万２，７００円」に改める。

　　　付　則

　（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

　（経過措置）

２　付則第３項および第４項の規定により読み替えて適用する改正後の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第３条第３項の規定は、令和７年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　適用日から令和８年３月３１日までの期間における新条例第３条第３項第１号の規定の適用については、「４３４円」とあるのは、「３８４円」とする。

４　適用日から令和８年３月３１日までの期間における新条例第３条第３項の規定の適用については、

「⑸　重度心身障害者　２００円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる

重度心身障害者　１００円）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」

とあるのは、適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間にあっては

「⑸　重度心身障害者　２００円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる

重度心身障害者　１００円）

⑹　配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ

る者を含む。）　２００円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる配

偶者　１００円）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」

と、施行日から令和８年３月３１日までの間にあっては

「⑸　重度心身障害者　２００円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる

重度心身障害者　１００円）

　⑹　配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ

る者を含み、特定経験年数学校医等の扶養親族たる者を除く。）　１

００円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」

　とする。

５　新条例第１１条第２項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

６　適用日から施行日の前日までの間において、改正前の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第３条第３項の規定に基づく公務災害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）ならびに同項の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）ならびに旧条例第１１条第２項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（付則第３項および第４項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。

　（説明）公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、補償基礎額の扶養加算額および介護補償の額を改める必要がある。